



平成27年 8月19日

各 位

**あいホールディングス株式会社**  
代表取締役会長 佐々木 秀吉  
(コード番号 3076 東証第一部)  
問合せ先 広報室長 小林 武  
(TEL 03-3249-6335)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年8月19日開催の取締役会において、平成27年9月25日開催予定の第9回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり変更を行うものであります。

- (1) 業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、現行定款第29条(取締役の責任免除)第2項及び第37条(監査役の責任免除)第2項について所要の変更を行うものであります。なお、現行定款第29条第2項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (2) 現行定款第32条(任期)第3項で引用する会社法の条文を相当条文に変更するものであります。また、補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、正確には定時株主総会の開始の時までであることから、所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の責任免除) 第29条 (条文省略) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 第30条～第31条 (条文省略)	(取締役の責任免除) 第29条 (現行どおり) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役である者を除く。)</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 第30条～第31条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期)</p> <p>第32条 (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の<u>終結</u>の時までとする。</p> <p>4. (条文省略)</p> <p>第33条～第36条 (条文省略) (監査役の責任免除)</p> <p>第37条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(任期)</p> <p>第32条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の<u>開始</u>の時までとする。</p> <p>4. (現行どおり)</p> <p>第33条～第36条 (現行どおり) (監査役の責任免除)</p> <p>第37条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成27年9月25日 (金)

定款変更の効力発生日

平成27年9月25日 (金)

以 上